

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 20 日現在

機関番号：33905

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380791

研究課題名(和文) 児童自立支援施設における子どもの意見表明・参加の権利保障のあり方に関する実証研究

研究課題名(英文) Empirical Research on the Advocacy of the Respect for the View of the Child and Rights of Participation in Home for Training and Education of Juvenile Delinquents

研究代表者

石井 千尋(上村千尋)(ISHII, Chihiro)

金城学院大学・人間科学部・教授

研究者番号：10369788

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、児童自立支援施設における権利擁護の取り組みと子どもの意見表明権や参加の保障の実態について施設訪問と質問紙調査により把握し、検討することを目的としたものである。結果から、子どもの意見の尊重や参加の促進、子どもの声を反映した施設づくり、子どもの権利の視点に立った援助・支援へ向けた環境整備、について多様な取り組みを行っていることが明らかとなった。その一方で、運営指針の改定等の動きのなかで、従来の処遇理念や方法を検証しながら方向性を模索している現状が伺えた。また、子どもの評価や参加が、運営や生活場面にどのような成果や効果を与えたのか、参加の手法の開発も含め検討していく必要がある。

研究成果の概要(英文)：This study aims to consider the realities of advocacy and children's right in home for training and education of juvenile delinquent in Japan. The analysis are founded on Article 12 (Respect for the view of the child) and the participation of the UN convention on the rights of the child. The method of research involved a questionnaire survey for the children and interviews for workers. The results were as follows. (1) promoting participation and respect for the views of the child, (2) the planning of the facility reflecting the voices of the children, (3) to the point of view of the rights of the child stood, such as establishing an environment to aid and support, for which in various ways that it became clear. However it seemed to be required to thinking about how to create appropriate environments in which children can be involved in meaningful ways so that their views are listened to and acted upon because not a few staff answered that the difficulty of involve/participate method.

研究分野：社会科学

キーワード：児童自立支援施設 子どもの権利擁護 意見表明権 参加の権利 利用者評価 説明責任

### 1. 研究開始当初の背景

近年、児童自立支援施設は、職員による入所児童への体罰や不適切な処遇および、児童間での暴力等を防止することを目的に「被措置等児童虐待防止」についての規定が児童福祉法第 33 条に新たに盛り込まれたこと、さらに平成 24 年度より利用者評価を含む第三者評価の受審が義務化されたことや『児童自立支援施設運営指針』の改訂が行われるなど、制度面や処遇面での施設機能の強化が図られつつある。

とりわけ、第三者評価では、利用者評価の実施も義務付けられているため、当事者である入所児童の意見や評価から児童自立支援施設の在り方を見直し、課題の把握とその改善に努めることが求められている。

この利用者評価の導入の背景には、施設生活に関する「子どもの意見表明権」や施設運営に関する「子どもの参加の権利」の保障など、子どもの権利保障・擁護の基盤に立った施設運営を行うことが、社会的養護の現場の今日的課題であるということを示しているといえる。

しかし、申請者がこれまでに行った調査研究（「児童自立支援施設における権利擁護の実態に関する調査研究」日本司法福祉学会第 13 回全国大会東京大会抄録集 査読有 43-44 2012 年）によれば、自立支援計画の策定・実施における子どもの意見の尊重や参加の在り方は確立されておらず、試行錯誤している現状が伺えた。この結果から、自立支援のプロセスへの参加を可能にするような、意見を聞く（尊重する）ための手続の保障、子どもの特性や能力に合わせた方法で、関連している情報を子どもに開示する施設側の「説明責任」、施設生活における子どもの自己決定と参加の保障、これらを裏打ちする環境整備と援助技術をいかに現場に定着させていくかという課題が明らかとなった。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、「意見表明や参加のプロセスが社会的養護を必要とする子どもの自立支援や育て直しにおいて重要である」との視点を軸に、児童自立支援施設における処遇や生活指導および学校教育（分校や分教室）を行うに当たり、子どもの「意見表明・参加の権利（子どもの権利条約第 12 条）」の保障や促進の在り方について検証し、その実践上の課題や援助技術の問題を明らかにすることにある。また、入所児童の抱える問題性とニーズが複雑化・多様化しているなかで、多様で重層的な取り組みの実態をより詳細に把握することにより、児童自立支援施設の特性を踏まえた上での意見表明・参加の位置づけを行うと同時に、子どもの参加を支援、促進するための環境整備、実践や指導プログラムの開発とその評価・検証の在り方に寄与することを目的とする。

### 3. 研究の方法

検証の基礎資料と自立支援の担い手である施設職員からの情報提供を得るため、また子どもが学び育つ現場への理解を深めるため、調査協力を得られた複数の施設（関東、近畿、九州）に訪問した。また、中国地区の 5 施設には継続的に訪問し、職員との協議や意見交換で得られた情報や知見、現在行っている研究から得られた知見や課題を踏まえ、更なる検証をするために、引続き職員へのヒアリング調査を半構造化面接の手法にて実施した。調査内容は以下のとおりである。

自立支援のプロセスへの参加手続について（意思決定における意見表明と参加）、

子どもの側からの意見表明や参加支援の現状（利用者評価の検証）、子どもの主体性を尊重した生活指導、学科指導、就業指導、家庭環境の調整の現状や取組（育ち学ぶ施設における意見表明と参加）、意見表明・参加しにくい子どもの支援（権利ノート）、

第三者委員等の活用方法の検証), 子どもの自立が促された要因として, 子どもの参加が必要不可欠となった実践事例, である。

また, 本研究では, 評価・検証における子どもの意見表明・参加に重点を置くため, 入所児童への質問紙調査を実施し, 子どもの側からの権利擁護・保障の実態とその取り組みが子どもに与える影響を検証するという新たな試みを行った。

#### 4. 研究成果

##### (1) 施設職員へのヒアリング調査

施設訪問と職員へのヒアリング調査の結果, 処遇プロセスや生活場面において, 苦情解決システム, 日常場面における子どもとのかかわり, 子どもへの説明・情報提供, 子どもとの面談, 子ども集団への対応, などが権利保障・擁護を基盤とした自立支援の取り組みとして行われており, 児童の特性に応じた処遇および意見表明権の保障の多様で重層的な取り組みの実態を把握することができた。加えて, 生活場面における子どもとのやりとり, 作業やスポーツ活動を通じたコミュニケーションなど, 日常的なかかわりを通して子どもが抱える課題を理解し, 関係性を構築することを重視した実践が多くみられた。

一方で, 子どもへの説明責任と意見表明の保障に向けた取り組みの課題としては, 施設生活の「制限」について, 子どもにどのように伝えているのか, 更なる実態把握とその方法についての議論が求められる。一般的には, 入所時に児童相談所にて配布される「権利ノート」, あるいは施設入所時に配布される「生活のしおり」などを用いて行われるが, その活用の在り方については, 今回の調査でも検討課題の一つとして挙げられた。児童自立支援施設において, 「枠のある生活」や「制限」は, 本施設入所児童の特性上必要ではあるが, その制限の条件について理論的ならびに法的に整理し, 適切な運用を図っていく一方で,

児童や保護者, 社会への説明責任に繋げていく必要があるといえる。児童自立支援施設の処遇の特性と併せて子どもの権利の特殊性を配慮しつつ, 権利擁護や自立支援を行う「権利基盤型アプローチ」の構築に向けて実践課題の更なる整理と検証が必要であるとの見解に至った。

##### (2) 子どもへの調査

施設運営や処遇の評価・検証における子どもの意見表明・参加の実態を把握するために「社会的養護関係施設の第三者評価」のなかの「児童自立支援施設・情緒障害児短期治療施設版の利用者評価」の質問紙調査を5施設の入所児童(有効回収数109)に試験的に実施し, 分析を行った。質問項目のなかでも, とりわけ当事者評価が低かったものは, 施設生活や処遇における不服や不満の申し立て(相談)に関する子どもの認識度であった。また, 入所期間ごとの回答では, 期間が短い児童ほど「知らない」との回答率が高いという結果になった。このことから, 入所時などに生活のしおりや権利ノートなどを用いて, 不服申し立てや第三者評価委員などについての説明を受けていたとしても, その時点で児童がそのことを自身に関わるものと認識しているかどうか, 加えて, 児童の特性や能力に応じた意見の聴き方や説明を行っていくことの難しさ, 入所時だけでなく継続的に子どもに説明して理解を促す取り組みや機会を保障する体制づくりが必要であることが伺えた。

一方, 自由記述で挙げた内容は, 余暇時間の少なさ, 持ち物の制約, 施設外との通信の制限など, 生活の諸場面に制限・制約がなされていることへの不満や意見が多く見られた。アンケートの結果から, 子どもの意見表明や参加の機会を確保し, その権利保障に向けての取り組みは進みつつあるものの, その結果を体制やシステムづくりに活用し, 子どもの権利保障を実質的に確保していくの

か等について、支援の受け手である児童からの評価の仕方やその評価基準も含め、更に議論していく必要がある。

今回の調査では、ほとんどの施設が自立支援計画策定の場面で子どもの意向を聴取するなど、子どもと共に考え計画・策定している。ケース会議等の場面に子どもが参加する施設も少なくなかった。また、利用者評価以外に定期的にアンケートを実施している施設、「児童自治会」を設置し、施設生活改善に向けて取り組んでいる施設、など施設運営への子ども評価、子ども参加を行っている施設も少なくなかったが、「子ども参加」の手法は確立されているわけではなく、各施設が試行錯誤を繰り返している段階である。子ども自身の参加意欲が低い現状にあることから、参加意欲の喚起、参加手法の開発等に取り組むことも重要である。

また、子どもの意向や評価が、施設運営や生活場面にどのような成果や効果を与えたのか、子どもの声を反映した評価や実践レベルでの具体的な課題を検証することの必要性も問われており、その基準や実践の在り方をめぐっての更なる議論が要されるといえる。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

上村千尋，子どもの権利保障を基盤とした施設運営とは：児童自立支援施設における第三者評価結果からの検証と提言，中国児協2015年号，中国地区児童自立支援協議会，印刷中

上村千尋，子どもからみた児童自立支援施設：利用者評価の試験的实施からの一考察，中国児協2013年号，中国地区児童自立支援施設協議会，pp.31-35，2016年

上村千尋，児童自立支援施設における子どもの権利擁護の現状と展望，金城学院大学大学論集，社会科学編2015年3月，2015年，pp.80-90

〔学会発表〕(計1件)

上村千尋，社会的養護における子どもの権

利擁護：意見表明権の保障と自立支援，子どもの人権研究会第311回例会，2015年11月27日，古賀総合法律事務所，東京都

〔図書〕(計1件)

上村千尋他，保育者養成シリーズ：社会的養護 第2章 社会的養護と児童の権利擁護，一藝社，2014年，pp.23-34

#### 6. 研究組織

(1)研究代表者

石井 千尋(上村 千尋)(ISHII Chihiro)

金城学院大学・人間科学部・教授

研究者番号：10369788